

監 査 委 員

14年監査公表第4号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

京都府監査委員 田中英世  
同 松尾忠昌  
同 廣瀬伸彦  
同 成房智治

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人

から平成14年3月15日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）は、平成13年8月20日より同年同月29日までの日程で行われたエディンバラ訪問京都府議会友好代表团（以下「府議会友好代表团」という。）に参加した京都府議会議員及び京都府職員（以下「参加者」という。合計18名）に対して、鉄道賃・航空賃・現地交通費・日当・宿泊料・支度料・雑費の名目で多額の金員を支出した。

イ 府議会友好代表団の行動日程の中には、公金によって経費を負担することが不当である名所観光が多数存在している。

ウ 訪問日程中、下記の見学は、一般の観光目的による見学と全く同一内容であり、到底公費によって賄うべき公務といえるものではない。

8月21日（火）13：00～17：00 大英博物館、ウエストminster寺院、バッキンガム宮殿等の見学

22日（水）14：30～17：00 エディンバラ城、セント・ジャイルズ大聖堂、ホリルードハウス宮殿の見学

23日（木）時間不明 ローリストン城、シティー・アート・センターの見学

25日（土）1日中 エディンバラ市内及び郊外の見学

26日（日）15：30～16：30 アムステルダム中央駅、王宮の見学

27日（月）13：00～17：00 ゴッホ美術館、アンネ・フランクの家等の見学

エ 府議会友好代表団の訪問行程のうちの少なくとも半分以上は、公金によって支弁することが不当なものである。

(2) 請求人の措置請求

京都府知事が府議会友好代表団の各参加者に対し、府より各参加者に支出された日当・宿泊料・支度料のうち半額について返還させるなどによる適正な措置を講ずることを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第5項の規定により、平成14年4月12日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

当日は、請求人 が出席し、「京都府議会（以下「府議会」という。）の海外出張は毎年1回行われ、京都府議会議員（以下「府会議員」という。）が順番に海外に行くのが慣習化しており、毎年日程の半分程度は観光旅行である。府の財政状況が非常に逼迫している状況にあり、府会議員といえども、観光部分も含めた全額を公費で賄うのは、納得できない。」旨、請求の要旨を補足する陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、府議会友好代表団による、ロンドン、エディンバラ、アムステルダムへの出張旅費（以下「府議会海外出張旅費」という。）の公金支出を監査対象とした。

2 監査対象部局

府議会事務局

第5 監査対象部局の説明

1 国際化時代を迎え、府議会においては、世界各国と交流し、友好と理解を深めるとともに、当面する課題について調査研究を進めるため、海外派遣をしている。

2 今回の海外派遣は、府の友好提携先であるエディンバラ市長から招待を受け、相互理解と友好を深めるとともに、府の友好交流事業実施場所の視察及びスコットランドの地方自治制度改革の取組等の調査を目的として実施し、併せて、この機会を活用してオランダ王国（以下「オランダ」という。）を訪問し、府の緊急課題である雇用対策等について調査を行ったものである。

3 請求人は、訪問日程（案）を根拠に、名所観光が多数存在していると主張しているが、これらは、英国（特にエディンバラ市やスコットランド）及びオランダ両国を深く理解するため、それぞれの政治・文化・歴史に係る代表的な施設を視察したものであり、表敬訪問、説明聴取等とともに今回の訪問目的に沿って行われたものであり、いわゆる観光ではない。

なお、指摘の場所の中には、府の友好交流事業実施場所（ローリントン城及びシティー・アート・センター）の視察、車窓等からの視察（バッキンガム宮殿、アムステルダム中央駅及び王宮）、実際には訪問しなかった施設（セント・ジャイルズ大聖堂及びホルリールドハウス宮殿）も含まれている。したがって、訪問日程の中には、公金によって支弁することが不当と判断される視察先はないと考えている。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決

定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、府議会事務局からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 目的

府の友好提携先であるエディンバラ市長の招待により同市を訪問し、府とエディンバラ市の友好関係の発展に寄与するとともに、府の友好交流事業の進捗状況等の視察及びスコットランドにおける地方自治制度改革等の調査を行う。

併せて、この機会を活用し、オランダにおける雇用対策の取組等について調査を行う。

(2) 期間

平成13年8月20日（月）から8月29日（水）までの10日間

ただし、8月20日（月）の京都駅出発時刻に集合することが、交通機関の都合上不可能な府北部在住の府会議員3名については、前日に京都市内に宿泊しており、平成13年8月19日（日）から8月29日（水）までの11日間

(3) 日程

月日等	地名	現地時刻等	交通機関	内容
8/20 (月)	京都駅 関西国際空港 アムステルダム ロンドン	6:46発 8:15着 10:25発 15:10着 16:05発 16:20着	J R K L 868 K L 1021	京都駅から関西国際空港へ 関西国際空港からアムステルダム経由でロンドンへ (ロンドン泊)
8/21 (火)	ロンドン	午 前          午 後	専用バス	(財)自治体国際化協会ロンドン事務所訪問 事務所長から、英国の概況及びスコットランドの地方自治制度改革の説明聴取を行っていた。 ウェストミンスター寺院視察 大英博物館視察 バッキンガム宮殿は、宮殿前で写真撮影を行ったのみであった。 (ロンドン泊)

<p>8/22 (水)</p> <p>ロンドン エディンバラ</p>	<p>10:40発 12:05着 午後</p>	<p>B D 054 専用バス</p>	<p>ロンドンからエディンバラへ</p> <p>エディンバラ城(スコットランド王の居城)視察</p> <p>視察時間は、1時間程度であった。</p> <p>在エディンバラ日本国総領事館訪問</p> <p>総領事からスコットランドの概況説明を聴取していた。</p> <p>なお、訪問前の日程(案)にあるセント・ジャイルズ大聖堂及びボリールドハウス宮殿の視察は、行っていなかった。</p> <p>(エディンバラ泊)</p>		<p>8/25 (土)</p> <p>エディンバラ</p>	<p>終日</p>	<p>専用バス</p>	<p>パース市内(エディンバラに首都が移る前のスコットランドの首都)及びセントアンドリュース市内視察</p> <p>(エディンバラ泊)</p>
<p>8/23 (木)</p> <p>エディンバラ</p>	<p>午前 午後 夜</p>	<p>専用バス</p>	<p>エディンバラ市議会訪問及び本会議傍聴ローリントン城視察</p> <p>友好交流事業である日本庭園建設場所であり、事業(府負担2,600万円)の進捗状況を視察するとともに関係者と交流を行っていた。</p> <p>シティー・アート・センター視察</p> <p>友好交流事業である京都の工芸展(府負担600万円)の会場予定地であるため、会場視察を行っていた。</p> <p>ミリタリー・タトゥー鑑賞</p> <p>市の招待により、地域活性化の取組であるエディンバラフェスティバルに出席していた。</p> <p>(エディンバラ泊)</p>		<p>8/26 (日)</p> <p>エディンバラ アムステルダム</p>	<p>13:05発 15:35着</p>	<p>K L 2078 専用バス</p>	<p>エディンバラからアムステルダムへ</p> <p>アムステルダム中央駅及び王宮は移動中のバス車窓からの見学のみであった。</p> <p>(アムステルダム泊)</p>
<p>8/24 (金)</p> <p>エディンバラ</p>	<p>午前 午後 夜</p>	<p>専用バス</p>	<p>スコットランド議会訪問</p> <p>議長秘書から議会概要の説明聴取を行っていた。</p> <p>エディンバラ市庁訪問</p> <p>市長を表敬訪問、市長主催の歓迎レセプション(昼食)に出席及び行政長官から市政概要の説明聴取を行っていた。</p> <p>総領事主催歓迎レセプション出席</p> <p>(エディンバラ泊)</p>		<p>8/27 (月)</p> <p>アムステルダム</p>	<p>午前 午後</p>	<p>専用バス</p>	<p>オランダ日本人商工会議所との意見交換</p> <p>オランダの雇用対策について調査を行っていた。</p> <p>ゴッホ美術館視察及びアンネ・フランクの家視察</p> <p>両施設の視察時間は2時間程度であった。</p> <p>(アムステルダム泊)</p>
<p>8/28 (火)</p> <p>アムステルダム</p>					<p>8/28 (火)</p> <p>アムステルダム</p>	<p>14:25発</p>	<p>K L 867</p>	<p>アムステルダムから関西国際空港へ</p> <p>(機中泊)</p>
<p>8/29 (水)</p> <p>関西国際空港 議会棟</p>					<p>8/29 (水)</p> <p>関西国際空港 議会棟</p>	<p>8:50着 9:40発 12:15着</p>	<p>専用バス</p>	<p>関西国際空港から議会棟</p>

航空会社名 K L : K L Mオランダ航空  
B D : プリティッシュ・ミッドランド航空

- (4) 参加者 18名
- (5) 海外出張旅費の支出
 

参加者18名分の府議会海外出張旅費14,081,250円が、平成13年8月17日支出されていた。

支出額は京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号) 京都府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和25年京都府条例第54条) 外国旅行旅費計算要領(平成10年4月1日改正)等に基づき算出されており、また、算出額及び支出手続は適正に処理されていた。

2 判 断

最高裁判決等によれば、普通地方公共団体の議会(以下「地方議会」という。)は、その機能を適切に果たすため、必要な範囲で自治、自律の機能をもっており、地方議会の活動の一環として必要と認める場合には、その裁量により行政事情等の視察を目的として議員を海外に派遣(以下「議員の海外派遣」という。)することが認められている。

また、議員の海外派遣に当たっては、その目的、動機、態様等に照らし、社会通念上相当な範囲内であることが必要とされ、社会通念上相当性を欠く場合は、地方議会の裁量の範囲を逸脱、若しくは裁量権の濫用にあたると思われるところである。

そこで、府議会友好代表団に係る事実確認により検討すると、

- (1) 監査対象とした府議会海外出張旅費は、府議会の議決を経て平成13年度当初予算において予算措置され、予算の裏付けがあり、支出額の算定及び支出手続は適正であると認められた。
- (2) 府議会友好代表団の派遣決定は、エディンバラ市長の招待に基づき、府議会の議長、副議長及び議会運営委員会理事が対応を協議した結果、エディンバラ市への訪問、スコットランドの地方自治制度等の調査及びオランダの雇用対策等の調査を行うこととし、派遣を決定したものであり、この派遣決定は、社会通念上相当な範囲内のものであると認められた。
- (3) 府議会友好代表団の日程が社会通念上相当性を欠き、地方議会の裁量の範囲を逸脱しているか否かについては、以下のとおり判断した。
  - (ア) 8月22日(水)から8月24日(金)までのエディンバラ市での日程は、エディンバラ城視察(1時間程度)も含めて、府議会友好代表団の派遣目的等に照らし、社会通念上相当な範囲内であると認められた。
  - (イ) 8月25日(土)におけるパース市及びセントアンドリュース市内の視察は、エディンバラ市での公式行事の翌日に実施されたもので、日曜日のアムステルダムへの移動までの間、エディンバラ市郊外の両市を訪問し、スコットランドの歴史、文化等について理解を深め見聞を広めることは、府議会友好代表団の派遣目的に沿ったものと思料され、社会通念上の相当性を欠くとは認められなかった。
  - (ウ) 8月21日(火)午後の視察(ロンドンにおけるウエストミンスター寺院及び大英博物館の視察)及び8月27日(月)午後の2時間程度の視察(アムステルダムにおけるゴッホ美術館及びアンネ・フランクの家の視察)についてであるが、英国及びオランダは我が国と交流の歴史も深く、ロンドン及びアムステルダムは、府と同様多くの歴史的遺産が存在する都市であり、両国の文化・歴史を代表する施設を視察し、見聞を広めることは、広く府会議員としての活動に資するものと考えられ、また、各参加者の自由時間がほとんどなく、個人的な遊興目的で行動した形跡が認められないことから、行政事情等の視察として地方議会の裁量の範囲を逸脱しているとは認められなかった。

以上のことから、府議会海外出張旅費の支出について合理性を欠き、予算執行の見地から看過し得ない瑕疵の存する事実は見いだせず、府議会海外出張旅費の一部返還を求めるまでの不当とするに足る特段の事由は認められなかった。